

事業復活支援金(国)

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

給付額 **法人** 最大**250**万円 **個人事業主** 最大**50**万円
※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります。

問い合わせ先 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**
午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

事業復活支援金は、以前の**月次支援金と異なり**、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、**地域・業種を問わず支給されるもの**。県内事業者も**広く対象となる**ことが可能。

飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者（飲食店と取引のある事業者、タクシー事業者、自動者運転代行業者）に支給を行っていた**飲食関連事業者等支援金**については、上記の国の事業復活支援金が創設されたことから、**今回は支給しないこととします**。

影響を受ける事業者向け相談窓口

商工業者の相談（経営・金融関係）

● 県

商工政策課	電話 0985-26-7098	・ 0985-26-7097
都城 総務商工センター	電話 0986-23-4518	
日南 総務商工センター	電話 0987-22-2714	
延岡 総務商工センター	電話 0982-33-2862	

- お近くの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
- 公益財団法人 宮崎県産業振興機構

※いずれも午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く。）

労働相談窓口

せき・発熱がある従業員を休ませたい等

- 宮崎県中小企業労働相談所（県雇用労働政策課内）

電話 0985-44-2618

※ 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）